

院内感染防止対策に関する取組事項

1. 院内感染対策に関する基本的考え方

当院は、感染防止対策を病院全体として取り組み、病院に関わる全ての人々を対象として、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行うことに努めます。

2. 院内感染対策のための委員会その他の当該病院等の組織に関する基本的事項

当院における感染防止対策に関する意思決定機関として、感染対策委員会を設置し、毎月 1 回会議を行い感染防止対策に関する事項を検討します。

また、感染対策チーム（ICT）を設置し、感染防止対策の実務を行います。

3. 院内感染対策のための従事者に対する研修に関する基本方針

職員の感染防止対策に対する意識・知識・技術向上を図るため、全職員対象とした研修会・講習会を年 2 回以上行っています。

4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

法令に定められた感染症届出の他、院内における耐性菌等に関する感染情報レポートを作成し、感染対策チームで検討及び現場へのフィードバックを実施しています。

5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

感染症患者が発生または疑われる場合は、感染対策チーム（ICT）が感染対策に速やかに対応します。

また必要に応じ、通常時から協力関係にある地域の他医療機関や保健所と速やかに連携し対応します。

6. 患者様への情報提供・閲覧に関する事項

職員は患者様との情報の共有に努め、患者およびその家族等から本取組事項は院内に掲示し、閲覧の求めがあった場合には、これに応じます。

7. その他 院内感染対策推進の為に必要な基本方針

院内感染防止対策の推進のため院内感染対策マニュアルを作成し、職員への周知徹底を図るとともに、マニュアルの見直し、改訂を行います。また、職員は院内感染対策マニュアルを遵守します。

8. 他の医療機関等との連携体制

当院は感染対策向上のため、連携施設が開催する感染防止対策に関するカンファレンスへ参加し、感染対策の質向上に努めます。また、感染防止対策に関する助言を受けるため、連携施設と情報の共有をいたします。

